

令和8年度緑の募金計画及び使途計画

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

1 緑の募金計画

(1) 目 標 60,000,000円

(2) 「緑の募金」の実施期間

令和8年1月15日～5月31日

令和8年9月1日～10月31日

(3) 計 画

(単位：千円)

家庭募金	街頭募金	職場募金	企業募金	学校募金	その他	合計
36,500	1,000	12,500	5,000	1,000	4,000	60,000

2 使途計画

(1) 計 画

(単位：千円)

森林の整備	緑化の推進	募金資材	活動推進	推進事務費	中央交付金	合計
5,187	33,928	8,105	4,514	7,564	702	60,000

(2) 上記「森林の整備」、「緑化の推進」に係る交付金の助成先

○森林の整備：市町村、団体等

○緑化の推進：市町村緑化推進協議会、緑の少年団、団体等

(3) 交付する額

予算の範囲以内で理事長が決定する。

※ 緑の募金計画及び使途計画の各項目は、緑の募金法第19条に基づき知事に届け出るものと同じであり、使途計画の項目内容は別紙のとおり。

(別紙)

○使途計画の項目について

- ・森林の整備：市町村等が行う植樹祭や各種イベントに対する助成と地域の緑づくりに対し公募による助成を実施するもの。
- ・緑化の推進：地区委員会・市町村協議会等が実施する緑づくりに対する助成、学校・公園等の公共施設の緑化を行う団体の支援を行うもの。
- ・募金資材：緑の募金活動に必要なクオ・カード等の資材の作成・購入するもの。
- ・活動推進：緑の募金の普及啓発を図るため、緑の募金キャンペーンの実施及び広報活動を行うもの。
- ・推進事務費：緑の募金事業実施に係る関係団体の指導や確認検査等を行うもの。
- ・中央交付金：公益社団法人国土緑化推進機構が全国的な見地から行う森林整備や緑化の推進及び国際緑化の推進並びに災害復興等のために、緑の募金の一部を同機構に交付するもの。